

新しい「介護保険負担割合証」をお送りします

要介護認定などを受けている方に交付している負担割合証の適用期間は7月31日までです。

新しい負担割合証を7月末日までに郵送します。8月1日以降に介護サービスを利用する際には、必ずサービス事業者などに介護保険の保険証と一緒に新しい負担割合証を提示してください。なお、介護サービスを利

用した場合の利用者負担額は、原則として1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担、2割負担の方のうち、特に所得が高い方は3割負担になります。詳細は次の表をご覧ください。※年度途中でも所得更正や世帯員異動により負担割合が変更になることがあります。

☎長寿課 ☎22-1361

要 件	利用者負担
①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上 ①と②両方の要件に該当する方	3割
①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上 3割の要件に該当せず、①と②両方の要件に該当する方	2割
上記以外の方	1割

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

新型コロナウイルス感染症に関連した
法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはならないことであり、法務大臣から国民の皆さんにメッセージが出されています。

●YouTube法務省チャンネル
<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>
をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った方からの

人権相談を受け付けています。困ったときは、ひとりで悩まずに、次の各相談窓口にお電話ください。

☎仙台法務局大河原支局

☎0224-52-6053

みんなの人権110番

☎0570-003-110

子どもの人権110番

☎0120-007-110

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

インターネット人権相談窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

マイナンバー通知カードの発行を廃止します

令和2年5月25日にデジタル手続法の一部が施行され、マイナンバーをお知らせする紙製の「通知カード」が廃止となりました。これにより通知カードの再発行や記載事項の変更ができなくなります。今お持ちの通知カードについては、住所などの記載事項が住民票と合っている場合は、マイナンバーの証明書類として引き続き使用できます。また、今後出生などで個人番号を新しく付番される場合には、個人番号通知書^(注)が届くようになります。

(注)個人番号通知書は、マイナンバーを証する書類や本人確認として使用できません。

☎市民課 ☎22-1312

介護保険負担限度額認定証の更新

施設に入所（ショートステイを含む）したときの食費・居住費は、全額自己負担となりますが、低所得者の方は、申請により利用者負担が軽減されます。

「介護保険負担限度額認定証」(以下「認定証」)の有効期限は7月31日までです。現在、認定証をお持ちの方には、6月上旬ころに更新のお知らせをお送りしています。申請には、市民税非課税世帯に属する方など、いくつか要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
☎長寿課 ☎22-1361

令和2年度国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付を開始します

保険料が未納の状態、万が一障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

収入が少なく保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除（猶予）」される制度がありますので、未納のままにせず一度ご相談ください。

●対象期間 令和2年7月から令和3年6月分

●受付開始 7月1日(水)

※継続審査の方を除き毎年申請が必要です。

※令和元年度の審査結果に継続

申請かどうか記載があります。

●免除の種類 全額、一部（4分の3、半額、4分の1）、納付猶予

●申請に必要な物

①年金手帳、②印鑑、③運転免許証などの身分証明書、④離職した方は「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」のコピーを添付すれば特例認定を受けることができます。

☎大河原年金事務所

☎0224-51-3111

健康推進課 ☎22-1362

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>

紙上からお礼申し上げます

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の方からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます（敬称略）

株式会社オウルテック 代表取締役 東海林 春男



▲寄付受納式の様子、山田市長と東海林代表取締役（右）

働く妊婦・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、働く妊婦の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されました。

これにより、働く妊婦が新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスが、母体または胎児の健康保持に影響があるとして主治医などから指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は指導に基づき在宅勤務や休業などの必要な措置を講じなければなりません（令和2年5月7日から令和3年1月末まで）。

☎宮城労働局雇用環境・均等室 ☎022-299-8844

後期高齢者医療制度の被保険者証を更新します

現在お使いの「オレンジ色の保険証」の有効期限は7月31日までです。新しい「保険証」（緑色）は、7月末日までに簡易書留で郵送します。



古い保険証は8月1日以降に各自ハサミなどで切って処分していただくか、健康推進課にご返却ください。

なお、新しい保険証は、紛失防止のためオレンジ色の保険証の有効期限まで一緒に保管しておくことをおすすめします。

また、現在限度額適用・標準負担減額認定証をお持ちの方で、8月1日以降も認定要件を満たす方については、新しい保険証に同封します。

☎健康推進課 ☎22-1362

令和元年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況

■情報公開制度の実施状況

情報公開制度は、市民の皆さんの請求によって、市が保有する公文書を閲覧のほか写しを交付して公開する制度です。

区 分	件 数
開 示	23件
部 分 開 示	10件
非 開 示	1件
そ の 他 (※)	1件
不 服 申 し 立 て	0件
情 報 の 提 供	652件

※その他：在否応答拒否、不存在、取り下げ

■個人情報保護制度の実施状況

個人情報保護制度は、市が保有している個人情報を適正に取り扱い、市民の皆さんの個人情報に関する権利と利益を保護するための制度です。

区 分	件 数
個人情報取り扱い業務	426件
開 示 等 請 求	0件

☎総務課 ☎22-1331

毎月第3日曜日は「家庭の日」です

今月は7月19日 朝起きたら家族におはようと伝えよう！この言葉で家族仲は深まります！

■人口 33,330人 (前月比) -62人
男16,355人 女16,975人
■出生件数 12件 ■死亡件数 43件
■世帯数 14,242世帯 ※住民基本台帳から、5月31日現在

市内の交通事故 5月1日~31日 ※()は1月からの累計
■発件数 60件(253件) ■死亡者数 0人(0人)
■負傷者数 2人(18人) ■物損件数 58件(237件)
■飲酒運転摘発者数 0人(2人)

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。